

議案第 103 号

議決第 号

始良市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）11月27日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

始良市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例（平成30年始良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第24条に規定する」を「法第25条に規定する」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。